

正会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 8 月 17 日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令及び本協会勧告違反の事実が認められた正会員に対し、定款第23条第1項の規定に基づく処分及び同第24条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 株式会社 F I P パートナーズ

I. 事実関係及び法令等適用

1. F I P 5号ファンドの販売

- (1) 株式会社 F I P パートナーズ（本社 東京都中央区。以下「当社」という。）は、株式会社サクセスゲート貸付（大韓民国の貸金業者。以下「サクセス社」という。）への貸付を出資対象事業とする貸付型ファンド（サクセス社は、当該貸付金を原資として大韓民国の法人又は個人への貸付事業を行う。以下「F I P ファンド」という。）の募集を行った。本日現在、F I P ファンドは 12 本、出資総額 12 億 3,240 万円となっている。
- (2) 当社は、平成 29 年 4 月 1 日以降、F I P 5号ファンドの販売・勧誘にあたり、顧客に対して、「サクセスゲートに対する貸付及び元利金の回収について、適正に管理し運営して参ります。」と記載した「契約締結前交付書面」を交付し、説明を行った。
- (3) 出資対象事業の運営は、投資者の投資判断に影響を与える重要な事項に該当するところ、サクセス社は、貸付先から受入れた担保価値にのみ依存した貸付を行っていることから、当社が「サクセスゲートに対する貸付及び元利金の回収について、適正に管理し運営する」ためには、サクセス社の担保の受入状況や評価方法等、担保管理状況を把握・確認する必要がある。しかしながら、当社は、次の2のとおり、サクセス社の担保管理状況を現在にいたるまで把握せず、管理できない状況が継続していた。

- (4) このような状況下、当社は、顧客に対し、上記(2)のとおり、出資対象事業の運営について、「サクセスゲートに対する貸付及び元利金の回収について、適正に管理し運営して参ります。」と説明を行い、F I P 5号ファンドを販売した。
- (5) 当社の上記行為は、金融商品取引法第38条第8号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当する。

2. サクセス社の担保の状況についての不十分な確認

- (1) 本協会は、当社のF I Pファンド(1号から4号)の販売・勧誘において、サクセス社の運用管理に係る虚偽表示等の法令違反が認められたことから、平成28年11月30日、当社に対して、定款第24条の規定に基づき、「サクセス社による貸出基準・受入担保基準の作成及び同社の担保・貸出状況の確認、並びにこれらの改善状況の確認を行うこと。」を内容とする勧告を行った(以下「平成28年11月30日付勧告」という)。
- (2) 当社は、平成28年11月30日付勧告を受け、平成29年2月2日、サクセス社が鑑定業者2社の鑑定書に基づき作成した「顧客別担保設定表」を同社の担保状況として本協会へ提出した。同表は、鑑定業者名を偽った鑑定書や実在しない鑑定業者の鑑定書に基づき作成されたものであり、鑑定評価の内容に疑義が認められる状況であったが、当社は必要な確認を行わなかった。また、当社は、本日まで、サクセス社の担保の状況を把握できていない。
- (3) 当社の上記行為は、平成28年11月30日付勧告に違反する。

II. 処分及び勧告

1. 定款第23条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 60万円

2. 定款第24条の規定に基づく勧告

上記の過怠金処分と併せて、次の内容の勧告を行い、業務改善・顧客への周知を求めた。

- (1) 顧客(新規勧誘対象の顧客を含む。)に対して、今回の本協会の処分、勧告の内容及びその原因となったサクセス社の業務運営状況について、十分説明する

こと。

- (2) 顧客の意向について、顧客の公平に配慮しつつ、適切かつ速やかに対応すること。
- (3) 平成 29 年 6 月 13 日付関東財務局長による行政処分（業務改善命令）の内容を踏まえ、速やかに、サクセス社の担保を再評価するとともに、サクセス社の業務運営について改善措置を講じ、本協会へ報告すること。
- (4) ファンドの募集（償還金のロールオーバーの勧誘を含む。）に当たっては、あらかじめ、上記(3)の改善措置を実施した結果に基づき作成した顧客（新規勧誘対象の顧客を含む。）への説明内容及びその方法を本協会へ報告すること。
- (5) 上記の対応・実施について、平成 29 年 8 月 24 日（木）までに書面で本協会へ報告するとともに、以降、2 週間毎に報告すること。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先 : 自主規制業務部（電話：03-3667-2465）

事案の概要

関東財務局・業務改善命令(平成29年6月13日)
サクセス社は、ずさんな業務運営状況等にあり、当社は、モニタリングが不十分なまま、FIPファンドを販売

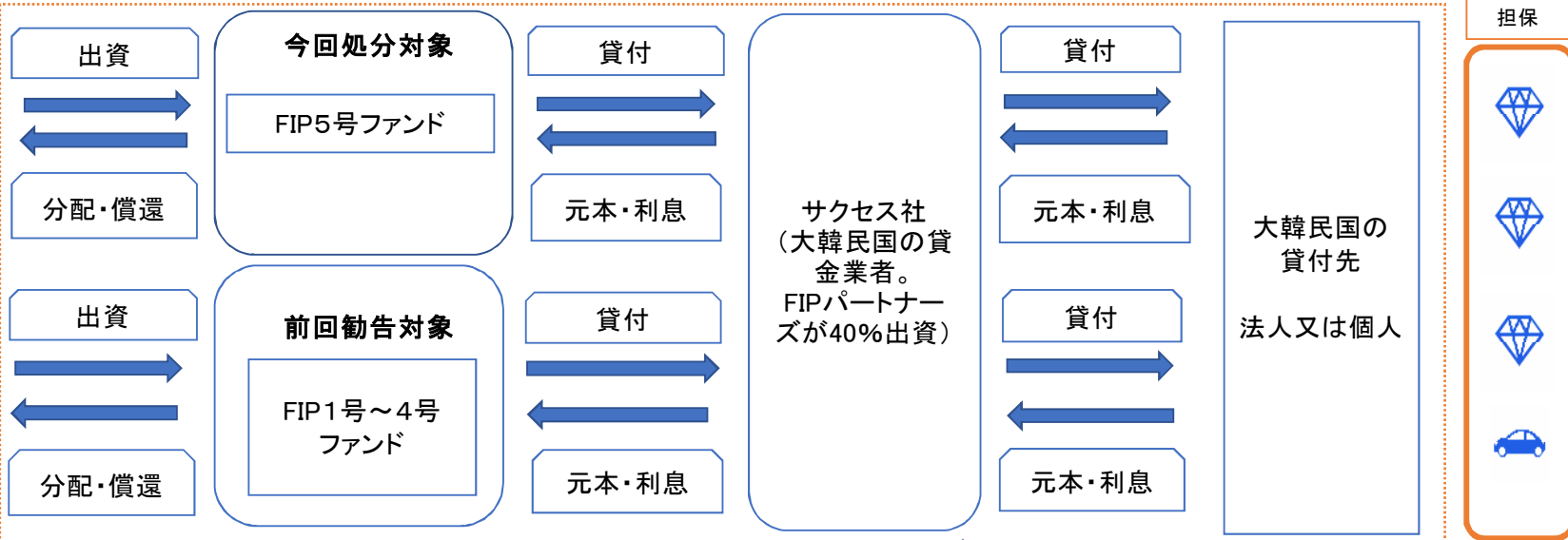
・顧客への説明(契約締結前交付書面)
「サクセスゲートに対する貸付及び元利金の回収について、適正に管理し運営して参ります。」

FIPファンド
(匿名組合方式)
FIPパートナーズ(正会員)

重要事項誤解表示

サクセス社(大韓民国の貸金業者)

顧客



・平成28年11月30日付勧告
「サクセス社による貸出基準・受入担保基準の作成及び同社の担保・貸出状況の確認、並びにこれらの改善状況の確認を行うこと。」

確認を行っていない
⇒勧告違反

○担保に依存した貸付
○偽造の鑑定書に基づき評価している等担保管理はずさん